

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

規制の名称：電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明検証者の義務に関する規制

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：デジタル庁国民向けサービスグループ・総務省自治行政局住民制度課

評価実施時期：令和5年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

現行制度では、市町村等や大臣認定民間事業者などのサービス提供者（利用者証明検証者）の義務として、利用者証明用電子証明書の通知を受理したときは、当該利用者証明用電子証明書が効力を失っていないこと（有効性の確認）及び当該電子利用者証明が行われたことを確認しなければならないと規定されている。

一方、電子利用者証明が行われない利用者証明用電子証明書を受理する場合、最高位の本人確認はできないが、一定レベルの確認は可能であり、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。）の義務規定はないものの、一部の自治体で行われている。例えば、約70自治体が、図書館サービスにおける対面の利用（貸出・返却）場面において、本確認方法を行っている。

今般の法改正は、こうした電子利用者証明が行われない場合の利用者証明検証者に対する義務規定を整備し、一定レベルの確認で足りるサービス利用場面において、利用者証明検証者・利用者双方が、より安心して個人番号カードを利用できるようにすることで、個人番号カードの利用を強力に推進するものである。

義務規定により明確化しなければ、一定レベルの確認で足りるサービスの利用場面において、個人番号カードの利用が進まない。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

電子利用者証明が行われない場合における利用者の確認について、法律上規定しなければ、一定レベルの本人確認で足りるサービス利用場面において、個人番号カードの利用が進まない。

[課題解決手段(制度改正)]

電子利用者証明が行われない場合における利用者の確認について、義務規定を整備することにより、一定レベルの本人確認で足りるサービス利用場面において、利用者証明検証者・利用者双方が、より安心して個人番号カードを利用できるようにすることで、個人番号カードの利用を推進する。

なお、利用者証明検証者・利用者双方が、より安心して個人番号カードを利用できるようにすることで、個人番号カードの利用を推進するためには法律上明記する必要があるため、非規制手段は想定されない。

[規制の内容]

市町村等や大臣認定民間事業者などのサービス提供者(利用者証明検証者)は、過去に電子署名や電子利用者証明による確認を行ったことがある利用者に係る利用者証明用電子証明書の通知を受理したとき、当該利用者証明用電子証明書の有効性を確認しなければならないこととし、また、当該確認を行うときは、通知された利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置を講じる義務を課す。

なお、本改正は、「デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト」における(5)に該当する。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

本改正は、現在、約70自治体で行われている、電子利用者証明が行われない場合における利用者の確認について、一定の義務を規定するものである。既に取り組みを行っている自治体については、利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されていることの確認を行う必要があり、自治体によってはシステム改修等に係る費用が発生すると考えられるが、そもそも、これまで行ってきた自治体は少数であり、発生する経費はそれほど大きなものではない。

また、将来的に、一定レベルの確認で足りるサービス利用場面において、電子利用者証明が行われない場合の利用者の確認を開始する自治体や事業者については、電子利用者証明が行われない場合における利用者証明用電子証明書の有効性の確認及び利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されていることの確認を行う必要があり、システム対応等に係る費用が発生すると考えられるが、それほど大きなものではない。

なお、発生する経費については、自治体や事業者のシステム規模等、個々の事情によって様々であるため、一概に算出することは困難である。

[行政費用]

特段発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和ではないため、該当せず。)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

電子利用者証明が行われない場合の利用者証明検証者に対する義務規定を整備し、明確化することにより、一定レベルの確認で足りるサービス利用場面において、市町村等や大臣認定民間事業者などのサービス提供者（利用者証明検証者）・利用者双方が、より安心して個人番号カードを利用できるようになる。これにより、個人番号カードを利用してサービス提供を行う市町村等や民間事業者の増加が期待できる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず。）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和ではないため、該当せず。）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本改正によって、一定レベルの確認で足りる多様なサービス利用場面において、個人番号カードを採用することが可能となり、国民が受けるサービスの質・安全性の向上が期待でき、個人番号カードを利用するサービスの拡大が期待できる。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記③のとおり、本改正により追加的に発生する費用は、それほど大きなものではない。他方、本改正により利用者証明検証者・利用者双方が安心して個人番号カードを利用できるようになり、一定レベルの本人確認で足りるサービス利用場面において、個人番号カードの利用が推進されるため、効果（便益）が生ずる。

よって、本改正に伴う効果（便益）は、その費用を上回るものであり、本改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

【代替案】

電子利用者証明が行われない場合における利用者の確認について、利用者証明用電子証明書の有効性の確認を任意とする。

【代替案と本案の比較】

[遵守費用]

利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されていることの確認は必要であり、代替案の場合であっても、市町村等や大臣認定民間事業者などのサービス提供者（利用者証明検証者）によってはシステム改修等に係る費用が発生すると考えられる。

なお、発生する経費については、自治体や事業者のシステム規模等、個々の事情によって様々であるため、一概に算出することは困難である。

[行政費用]

特段発生しない。

[効果（便益）]

利用者証明用電子証明書の有効性の確認が行われないことにより、本案と比較すると確認の水準が低下し、利用者証明検証者・利用者双方が、安心して個人番号カードを利用できない。

[副次的な影響及び波及的な影響]

利用者証明用電子証明書の有効性の確認が行われないことにより、確認の水準が低下するため、個人番号カードを採用することができず、本案と比較すると国民が受けるサービスの質・安全性の向上に繋がらない。

[本案と代替案の比較]

本案と代替案を比較すると、発生する費用は大きく変わらないと想定されるため、その効果は低いものになると考えられるため、本案は妥当であると考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

（審議会等において事前評価を利用していないため、該当せず。）

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 5 年以内に事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

今回の改正により措置される制度の活用状況等について、市町村等や事業者への聞き取りによって、以下の指標を基に総合的に判断し、費用、効果（便益）及び間接的な影響を確認することとする。

【費用に関する指標】

- ・本規制に対応するためのシステム対応等を行った件数及びその金額

【効果（便益）に関する指標】

- ・本制度を利用したサービス提供を行う市町村等や民間事業者の数

【間接的な影響】

- ・本制度を利用したサービス種類（利活用場面）の数